

# 運動 文化 部活動に係る活動方針

令和5年4月  
仙台市立向陽台中学校

## 1 本校の部活動が目指すもの

### 【学校教育目標】

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ○ 豊かな心と創造性の育成        | (豊かさ) |
| ○ 基礎的知識・技能の習得と応用力の育成 | (確かさ) |
| ○ 逞しく忍耐強い心身の育成       | (逞しさ) |

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。また、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を実現させること。
- (3) 文化部活動を通して、本校生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努めるとともに、本校生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- (4) 部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- (5) 学校全体として、望ましい部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 年間活動計画の作成

- ①顧問は、年間活動計画を作成し、校長へ提出する。
- ②顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会、コンクール・コンテスト日程等を明示する。
- ③顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

### (2) 方針と計画の公表

- ・上記の活動方針並びに年間活動計画（簡略版）を学校ホームページへの掲載等により公表する。

### (3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長へ提出する。

### (4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

### (5) 毎月の活動実績報告

- ・顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等を明示）を作成し、校長へ提出する。

## 3 指導・運営に係る体制について

### (1) 本校が設置する部活動

- ①校長は、生徒や教職員及び部活動指導員等の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全

の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう毎年度検討し、適正な数の部を設置する。今年度は下記の部を設置することとする。

種 目	男	女	種 目	男	女	季節部・特設部	男	女
	子	子		子	子		子	子
陸上競技		○	バレーボール	○	○	駅伝	○	○
バスケットボール	○	○	ソフトテニス	○	○	(水泳)	○	○
サッカー		○	バドミントン	○	○	(柔道)	○	○
野球		○	剣道		○			
美術		○	科学		○			
吹奏楽		○						

②特設部については、校内での活動は行わない。上記特設部以外に希望者がいる場合、行事検討委員会での設置承認後、中体連主催・共催大会への出場を認める。

③学校の実態に応じた部活動種目の設置について毎年度検討するとともに、新設や統廃合にあたっては見通しを持って慎重に取り組むこととする。

## (2) 部活動顧問の決定

部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。(顧問名については教育計画参照)

## (3) 部活動指導員の配置と外部指導者の派遣 について

本校の実情に応じて、部活動指導員の配置や外部指導者の派遣について仙台市教育委員会と協議する。

## (4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

①校長は、毎月提出させる活動計画及び活動実績の確認等により、全ての部の活動内容を把握し、教職員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について必要に応じて指導・是正を行う。

②校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(H30.2.9 文部科学省通知)」の趣旨を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## (5) 研修について

部活動の適切な運営のために、必要に応じて管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした仙台市教育委員会の開催する研修会に参加する。

## (6) 保護者への説明

よりよい運営のため、5月に部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。また、必要に応じて保護者に説明する機会を設け、保護者の協力を得ながら円滑な運営に努める。

## 4 適切な活動時間及び休養日等の設定

### (1) 部活動の休養日の設定 \*休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

#### ①学期中の休養日

・学期中は、週2日以上以上の休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1

日以上を休養日とする。

- ・週末に大会、コンクール・コンテスト参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの週末に振り替える。

※祝日、休日は週末と同じ扱いとする。

### ②長期休業中の休養日

- ・学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

### ③休養期間の設定

- ・定期考査期間や大会、コンクール・コンテスト終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設けることに努める。
- ・夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## (2) 活動時間の設定

### ①学期中の平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

### ②学校の休業日（学期中の週末、祝日、休日、長期休業中の平日を服務）の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

## (3) 朝練習の制限

- ①同一の部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。
- ③朝練習を行った場合、その日の放課後の部活動延長はできない。

## (4) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。  
※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を十分確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。
- ・強化練習期間（ハイシーズン）は、中体連が主催する中学校総合体育大会や新人大会と、中体連が共催する大会、コンクール・コンテスト等、年3回までとし、各大会等へ向けた1か月程度とする。

## 5 効果的・効率的な活動のための取組

### (1) 健康、安全、コンプライアンスに配慮した適切な指導

部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、以下の点が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、指導・是正を行う。

#### ①生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察や障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

## ②事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

## ③スクールコンプライアンスの遵守

体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

## (2) 正しい知識に基づいた指導

①顧問は、中央競技団体が作成した運動部活動の指導手引や関係団体等が作成した文化部活動の指導手引等を積極的に活用し、適切な指導を行うよう務める。

②顧問は、スポーツ医・科学の見地をもって、トレーニング効果を得るためやバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや過度の練習が心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し指導に当たる。

## 6 参加する大会等の検討

### (1) 参加する大会等の精選

①顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、運動部については、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、文化部についてはコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加も含め、本校として参加する大会等を精選するよう努める。また、地域の行事や催し等に協力するに当たっては、生徒の過度の負担とならないよう、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。

②生徒にとっての教育上の意義並びに生徒や顧問の負担を考慮して、活動や練習試合等を計画するよう努める。

### (2) 参加する大会やコンクール・コンテスト、校外で行う練習試合等への移手段

・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。

※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

## 7 今後の環境整備についての検討

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

より多くの生徒の機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるような部活動の在り方等の検討に努める。

### (2) 地域との連携等

生徒の活動環境の充実のため、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、地域・保護者の理解と協力を得つつ、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体等との連携等の検討に努める。

## 8 その他

・本方針の基本的な考え方は、原則として全ての部活動について適用し、改善に取り組んでいく。